

法務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野				支障事例						見解	補正資料			
41	B	地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	日程に配慮いただくことにより、全ての都道府県が平等に、交付金を活用した事業実施を検討することができる。	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」	法務省	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小浜町、羽後町、東成瀬村		川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪府、倉敷市、広島市、愛媛県、熊本県	○平成31年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定としている。(※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成31年度当初予算において一般財源により事業費を確保していた。その後、国交付金の説明・募集があり、当県では、交付金申請にあたり事業規模を拡大したため、採択に伴い事業費を増額する必要が生じた。このため、財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他事業予算の流用にて対応することとした。) ○補正予算等の準備をすることができず、仮に補正予算を組んだとしても、1か月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。 ○当初予算及び2月補正予算に係る庁内手続の調整が間に合ったため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かった。 ○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用にあたって、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかった。	ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。	交付金の活用にあっては、いかに有効な事業を実施し、成果を上げられるかが重要であり、検討と準備の時間を少しでも確保したことから、早期の情報提供を要望するものである。情報提供にあっては、事業立案に必要な内容はもちろんのこと、前年度から変更が生じた内容については、特に早期の提供をお願いしたい。	—

法務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に、同交付金に関する前年度からの変更内容を含む事業立案に必要な情報の提供を行ってまいります。	5【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年11月29日付出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)]	通知等	令和元年11月29日	「令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について」(令和元年11月29日付出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)にて令和2年度交付金事業概要を地方公共団体に周知した。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【十日町市】 成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。このため慎重に検討する必要もあると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を無くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要としている人にこの制度をつなげ、対象者の権利擁護を早期に行うことが必要と考える。よって「居住地の市町村が申立てを行うこと」を基準とし明確化することを要望する。</p> <p>【浜松市】 複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの基準がないと、調整にも時間がかかり、スムーズな申立て支援に繋がらない。今後増え続けるであろう首長申立て支援をスムーズに行うためにも一定の基準を示していただきたい。</p> <p>【大阪府】 一律の基準や考え方が示されない場合、自治体間の調整に時間がかかることが想定される。その結果、本人に不利益が生じることにつながりかねない。このことから、一定の方針をお示しいただくか、具体の例示を複数示していただくなど、各自治体の取り扱い状況や事例を把握し、速やかな申立ができるよう一定の基準をお示しいただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>これまで市町村長による審判の請求にあたっては、当該者の実情を把握しうる立場にある市町村長に対し審判の請求権を付与することとし、自治体ごとに運用のルールを定めていただいているところであるが、このことは成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ関連する自治体間の調整に委ねられてきたところ。自治体におけるこれまでの運用経緯もあることから、一律に方針を示すことに伴う影響等について、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要があるため、今後、国において必要な調査を行い、その結果に基づいて検討を行うこととした。</p>	<p>5【法務省】 (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133)市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律91条の11)の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>	通知等	令和3年11月26日	令和2年10月から計4回「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催し、実態調査の結果等を踏まえつつ、対象者の住所と居所が異なるなど複数の市町村が関わる場合の審判請求の申立の考え方等について、令和3年3月に取りまとめを行った。「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)を、都道府県及び市町村へ発出した。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									支障事例	見解		補足資料	
118	地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、登記所から不動産取得税の電子データを提供可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税を行っている。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集遅れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。 このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績：約11万5,000件(+同数の見直し)、登記所への出張回数：約1,000回 全国地方税務協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がなかったため断られたと複数の県が回答した。 また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについては、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるが確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	【現行制度】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得についての調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を念めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集遅れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。 このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績：約11万5,000件(+同数の見直し)、登記所への出張回数：約1,000回 全国地方税務協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がなかったため断られたと複数の県が回答した。 また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについては、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるが確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税務協議会 「平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート」(平成30年8月実施)※一部抜粋 平成31年4月26日発出 総務部第31号「市町村長と登記所における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、照録入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集遅れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○昨年未だ、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集遅れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要対応を検討してまいりたい。 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。	地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することによって、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、県では、登記所で登記申請書簿冊を閲覧、調査し必要事項を手書きで入力県に書き写している。 また、市町村から紙で情報を入力しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データを手書きでも、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。 さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入力することは困難である。これに対し、登記所からLQWANを通じて直接電子データを入力することで、次のメリットがある。 ① 市町村ともデータ化の費用や通知に要する業務が大幅に軽減される。 ② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。 ③ 登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となり、以上のことから、法改正の上、固定資産税と同様の方法でLQWANを通じて電子データの入手を可能としたい。 なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村からのデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LQWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。 国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。		
144	地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。) また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。 なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることになった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【課税制度】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を經由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第73条の18)。 【支障となっている業務】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するため、官公署への協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書簿冊を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報を書き写しており、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉県法務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2~4人)赴き、約10万件を書き写している。) 【規制緩和の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、登記情報システムの収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。 【解決策】 「求める措置の具体的内容」とおり。	【提案実現による効果】 法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握遅れによる課税誤り、課税遅れを防ぐことができ、より適正、かつ、公正な賦課徴収が可能となるほか、収集事務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。	地方税法第20条の11、地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県	(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ提言(総務省・法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、照録入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集遅れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○昨年未だ、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集遅れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要対応を検討してまいりたい。 【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。	地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価格と合わせて都道府県に通知することとなっている。 今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。 しかし、令和2年1月の法務省システム更改によるオンライン化に先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間においてUSBメモリーによる電子データの提供が可能とされているが、実態としては、県内市町村において登記所の電子データを活用している例は把握していない。要因は複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するためには多額の費用を要し、簡単には対応できないためと考えられる。 したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供されるという状況は実現しないであろう状況の中、早期に提案事項を実現させるためには、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最良であるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿うものと考え、提案したものである。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に關する対応方針 (令和元年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用の負担がつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>		<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p>	<p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供受けられるようになれば同案に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境を整えていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。</p> <p>なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。</p> <p>これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを提供することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを提供することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>	<p>5【法務省】</p> <p>(3)地方税法(昭25法226)</p> <p>382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを手入することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを手入する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。(関係府省・総務省)</p>	通知	令和元年	<p>地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用については、市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて同法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを手入することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを手入する方策について個別に法務局等と協議することができることを、令和元年12月に地方公共団体及び登記所に周知した(令和元年12月27日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡、同日付け総務部第48号及び第49号通知)。</p>		
<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用の負担がつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>		<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p>	<p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供受けられるようになれば同案に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境を整えていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。</p> <p>なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。</p> <p>これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを提供することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを提供することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>	<p>5【法務省】</p> <p>(3)地方税法(昭25法226)</p> <p>382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを手入することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを手入する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。(関係府省・総務省)</p>	通知	令和元年	<p>地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用については、市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて同法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを手入することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを手入する方策について個別に法務局等と協議することができることを、令和元年12月に地方公共団体及び登記所に周知した(令和元年12月27日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡、同日付け総務部第48号及び第49号通知)。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 -関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
229	地方 に対する 規制緩和	医療・福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にする。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にする。	【現状】 法第26条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、(略)都道府県知事に通報しなければならない。」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。 【支障事例】 現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条、27条	法務省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	宮城県、山形県、福島県、千葉県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、大阪市、兵庫県、南あわじ市、広島市、徳島県、熊本県	○法律の条文を字通りに解釈するあまり、「矯正施設内の精神科医の判断においても措置診察の必要性はない」とする出所者についても通報がなされているのが実態である(※参考:平成29～30年度 通報件数108、うち要措置入院件数2)。通報を行う事例については矯正施設内の精神科医の判断によって少なくとも措置診察を実施する必要がある者に限ることとし、かつ被収容者の釈放に関する訓令の運用について(依命通達)(法務省矯正局長通知、平成18年5月23日法務省矯正第3373号)の4(2)に記載のとおり、被通報者のある矯正施設へ移送し(通報を行うよう、取扱いは整理していただきたい。 ○提案市においての状況については、当市におきかしても、同様に見込まれますので、ご提案のとおり、26条による通報対象者を明確にすることで、県及び矯正施設の事務の効率化を図られるとともに、また、通報対象者に対する対応がより適切に行われることが当市においても期待されます。 ○当県においても、26条通報のうち9割5分以上が、自傷他害要件を認めない簡易通報となっており、不要な事務処理が多く発生している。23条通報と同様に通報の基準を自傷他害のある場合に限定するなど必要な場面にのみ適用がなされるよう、基準を明確にしていきたい。 ○当県においても、昨年度の通報46件のうち、45件を診察不要としている。そのほとんどが、覚せい剤後遺症、軽度知的障害、発達障害、不眠症等であり、対象の明確化が望まれる。 ○当県も同様に、現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から、3年前に摂食障害で入院歴はあるが、現在は問題の無い状況の者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。 ○矯正施設等からの通報対象者が明確でないため、不眠のため睡眠薬を処方し内服しているだけで同法第26条に基づく通報がなされている事例があり、必ずしも必要とは認められない調査及び事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体側として、通報対象者への対応のための時間が削減され、支援が必要な対象者への支援が十分行えない状況が生じる可能性がある。 ○単なる不眠症や認知症の者についても、法律第26条に基づく通報がなされており、自傷他害のおそれが認められない通報に対する事務処理が多く発生している。 ○当市の平成30年度の申請通報届出件数は年間348件で、このうち26条通報は約20%の68件を占めている。この68件のうち、約97%の66件が事前調査の結果、措置診察不要となっている。左記にあるとおり、不眠症の者や、医師より「措置診察不要」と診断された者までを通報対象にする現状は、事務の効率性を考える、適切な事務を行うため、通報対象者の選定要件の見直しを望みたい。 ○提案した九州地方知事会と同様に支障事例を把握しており、通報対象者を明確にする必要がある。 ○当都道府県においても、措置診察が必要とされる事例に比して必要とされない事例の通報が大多数を占めており、さらに、「診察不実施の際の通知」を矯正施設から求められるため、矯正施設内で不投薬で、あきらかに集団行動が可能で自傷他害の恐れのない事例についても、事前調査(聞き取り)を行った上で、診察不実施を书面通知している。通報基準が明確になれば、より事務の効率化を図ることが可能であると見込まれる。 ○提案団体の支障事例と同様に、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者等についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合があり、市及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。 ○当市においても、服薬を行っていただけで、服役中に検察庁からの通報においても、既に入院中者であったりする事例が見受けられる。	精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府省と協議しつつ、対応方針について検討してまいりたい。	国において、法第26条による通報を行う矯正施設を対象に通報の現状等を調査し、実態把握に努めていただきたい。 その上で、「具体的な支障事例」に記載しているような事例が生じないよう、通報対象者及び運用に係る基準を明確にしていきたい。		
274	地方 に対する 規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に関する法律第4条に 基づき、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。 京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都市家庭裁判所に申立ての相談したところ、地方公共団体が債権を有している空き家であれば利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。 一方で、所有者不明空き家に対し、空き家対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立ができるように、同法第4条の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。 空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空き家特措法で規定される「特定空き家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。 平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空き家法上の「空き家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空き家対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大府市、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空き家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空き家等)はまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。 ○これまでにも5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空き家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申立立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空き家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。 ○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空き家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立を立てを行った事例がある。現行の制度では空き家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空き家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空き家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てができれば空き家対策に有効であると考える。 ○本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考える。 ○本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどのなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空き家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申立が可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えるが、申立てに伴う裁判所への申請金納付に対する負担軽減があげられて必要と考える。 ○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空き家に認定するほど老朽化していない空き家が一定数存在する。そういった空き家の解消が期待できる。 ○本市には、相続人不存在の特定空き家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残り、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立ができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申立を立てを行うことができるようになれば、特定空き家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。	【総務省】 空き家管理のための財産管理制度的活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が「空き家等」に対する債権を有していない場合に財産管理制度的活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。	国土交通省の公表している事例集においては、空き家に対する債権を有してはなくても、空き家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していない場合は申立立ては困難という見解を示されている。国交交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。 【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認めることができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。法務省の一次回答では、「法改正の可否については、国が統一した見解が保たれているわけではなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立を立てることができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。法務省の一次回答では、「法改正の可否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度的の活用を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことになり、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。 また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申立をすることができる。管理人は不在者の財産の全部を管理することができる。空き家と地内の所有者が一致する場合には、管理人において空き家についても管理をすることができることとされている。 【国土交通省】 空き家管理のための財産管理制度的活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が「空き家等」に対する債権を有していない場合に財産管理制度的活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に關する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱 いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府 省と協議しつつ、対応方針について引き続き検討してまいります。	5【法務省】 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報 (26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、 通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する ための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	【法務省】 ①事務連絡 ②会議における周知 【厚生労働省】 ①事務連絡 ②主管課長会議にお ける周知(HP掲載)	【法務省】 ①令和2年2月28日 ② (1)令和元年12月13 日 (2)令和2年1月8日 (3)令和2年1月15日 (4)令和2年1月16日 (5)令和2年1月28日 【厚生労働省】 ①令和2年2月27日 ②令和2年3月9日	【法務省】 ①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第26条に基づく都道府県知事への通報の対象 者について」(令和2年2月28日付け法務省矯正局 成人矯正課補佐官(処遇第二係)・少年矯正課補 佐官(少年院係)・少年矯正課補佐官(少年院別 所係)・矯正医療管理官補佐官連名事務連絡) ②令和元年度刑務所出所支 援に係る事例研究会(令和元年12月から令和2年 1月にかけて計5回開催) 【厚生労働省】 ①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者 について」(令和2年2月27日付け厚生労働省社 会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事 務連絡) ②令和2年度障害保健福祉関係主管課長会議資料 として上記事務連絡を厚生労働省ホームページ に掲載。	
【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管 理制度の活用事例を示していたことは承知しているが、地方公共団体が財 産管理人選任を申し立てることができる(利害関係人)にあたるかどうかについては、 個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定 空家等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑 化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方 公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除 却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながることを考える。 また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、 空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することがで きるかとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者 が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応で きない。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団 体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に 該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断 念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。 ○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は 全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有して いる等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用でき ない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の 活用を促進すべきではないか。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及 ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、 この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」につい ては財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきでは ないか。 ○法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という 財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保 護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」につい ては申立権の特例を認めない理由はないのではないかと考える。	【総務省、国土交通省】 提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担 当部署に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町 村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知している が、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討 をしてまいります。	5【法務省】 (4)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有して いない場合であっても、市町村(特別区を含む)以下この事項にお いて同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法80)25条1項)又 は相続財産管理人(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事 例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町 村に令和2年中に周知する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)	事例集の作成、周知	令和2年12月18日	空家対策における財産管理制度活用の事例集 (市町村が債権を有しておらずかつ特定空家等と 認める手続を行っていない場合であっても財産管 理人選任の申立てが認められた事例)を国土交 通省のHPに公表の上、市町村に周知した。		